

1 沖縄県北部医療組合の 概要等について

公立沖縄北部医療センター整備に係る主な経緯等について

1 公立沖縄北部医療センター整備に係る経緯

平成29年 3月24日	北部地域における基幹病院の整備を求める北部12市町村住民総決起大会
27日	北部地域基幹病院整備推進会議から沖縄県知事に対して北部地域における基幹病院の整備を求める要請（11万筆を超える署名）
令和2年 7月28日	沖縄県及び北部12市町村により 北部基幹病院の基本的枠組みに関する基本合意が成立
3年 3月25日	沖縄県による公立沖縄北部医療センター基本構想の策定 → 公立沖縄北部医療センターの整備及び運営等に関する方針の大枠を策定
4年 3月25日	沖縄県による公立沖縄北部医療センター整備基本計画の策定 → 公立沖縄北部医療センターの部門別整備計画や施設基本計画を策定
9月 1日	沖縄県による公立沖縄北部医療センター建設工事基本設計の開始
5年 4月 1日	沖縄県及び北部12市町村により沖縄県北部医療組合が設立
6月30日	沖縄県による公立沖縄北部医療センター建設工事基本設計が完了 → 公立沖縄北部医療センターの建築計画（平面計画・断面計画）や電気・機械設備計画等を策定

2 北部地域における医療提供体制の現状と課題

北部地域は、本島で唯一となる過疎地域や2箇所は無医地区及び4箇所の準無医地区、離島3村を抱えるとともに、慢性的な医師不足に起因する診療制限、診療休止及び入院患者の圏域外流出が20%を超えるなど、定住条件の柱となる医療提供体制に依然として課題を有している。

慢性的な医師不足を抜本的に解決し、地域完結型の医療提供体制を実現するためには、医師が集まる魅力ある病院づくりが重要であり、医師の分散を防ぎ、経営の好循環による積極的な設備投資や研修体制の充実を図るためには、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、北部地区における基幹病院としての公立沖縄北部医療センターを整備する必要がある。

3 今後の取組（予定）

令和5年10月	沖縄県北部医療組合による公立沖縄北部医療センター建設工事実施設計の開始
6年11月	沖縄県北部医療組合による公立沖縄北部医療センター建設工事実施設計が完了 → 公立沖縄北部医療センターの施設及び設備の設計が完了
～7年3月	沖縄県、北部12市町村及び北部地区医師会による北部医療財団設立に係る準備 → 公立沖縄北部医療センター整備協議会における財団法人部会にて対応
7年4月	沖縄県北部医療組合による公立沖縄北部医療センター建設工事の開始 沖縄県、北部12市町村及び北部地区医師会により一般財団法人北部医療財団を設立
～9年度	沖縄県北部医療組合による公立沖縄北部医療センター建設工事が完了 沖縄県北部医療組合議会において、公立沖縄北部医療センターの指定管理者に一般財団法人北部医療財団を指定する議決
10年度	公立沖縄北部医療センター開院 → 指定管理者：一般財団法人北部医療財団

沖縄県北部医療組合について

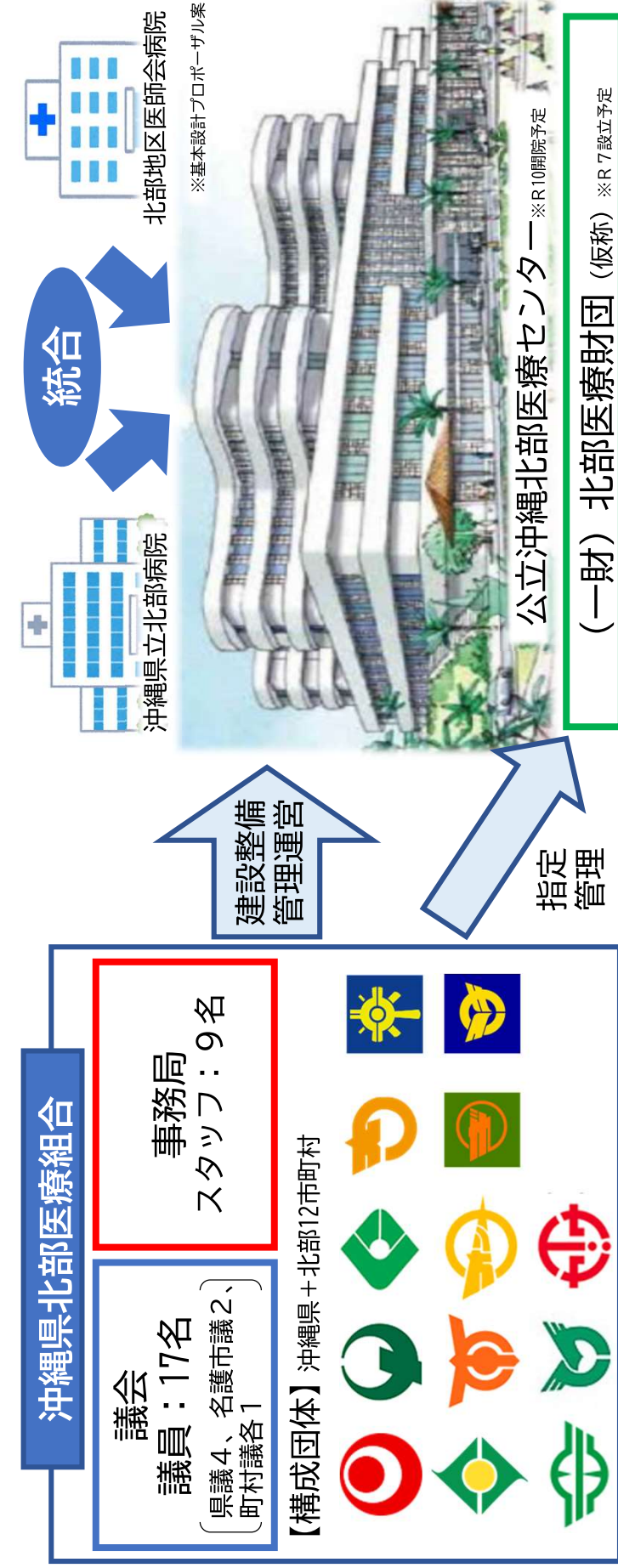
概要

経緯：沖縄県及び北部12市町村との基本合意（令和2年7月28日）を踏まえ設立
 組織：地方自治法第284条第2項による一部事務組合（沖縄県及び北部12市町村で組織）
 地方公営企業法第2条第2項による財務規定等適用（独立採算原則）

管理者：沖縄県知事
 副管理者：沖縄県副知事、名護市長

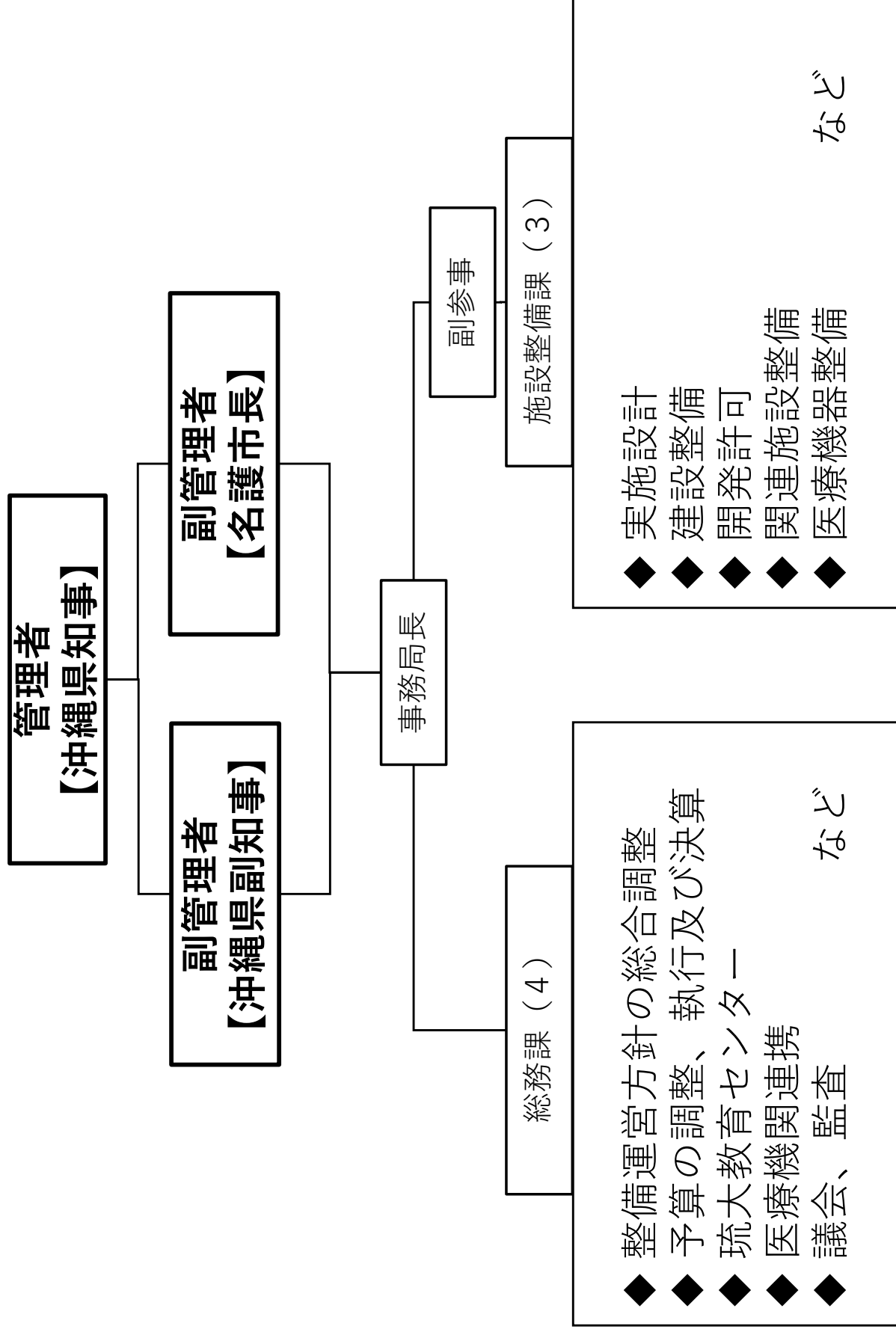
共同事務

1. 公立沖縄北部医療センター（以下「北部医療センター」）の建設整備及び管理運営
2. 北部医療センター附属診療所（以下「附属診療所」）の建設及び管理運営
3. 北部医療センター及び附属診療所における医療従事者の確保



○沖縄県北部医療組合組織

R5.4.1現在



公立沖縄北部医療センター整備に向けた全体スケジュール (R5.4時点)

No.	項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
1	基本構想	基本構想								
2	基本計画		基本計画							
3	基本設計 (開発行為の予備設計を含む)			基本設計						
4	実施設計・開発設計				実施設計・開発設計					
5	開発工事					発注準備	開発工事	開発工事		
6	本体工事・外構工事					発注準備	免震工事、本体・外構工事			
7	開院準備作業 (リハール・開院)								移転準備	開院

沖縄県

北部医療組合

北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書

令和2年7月28日
沖縄県保健医療部

沖縄県知事、沖縄県病院事業局長、公益社団法人北部地区医師会長、名護市長、国頭村長、大宜味村長、東村長、今帰仁村長、本部町長、恩納村長、宜野座村長、金武町長、伊江村長、伊平屋村長及び伊是名村長は、平成30年1月18日から令和2年7月28日までの間、沖縄県立北部病院(以下「県立北部病院」という。)と公益社団法人北部地区医師会北部地区医師会病院(以下「医師会病院」という。)の統合による基幹病院の基本的枠組みについて協議した結果、次のとおり合意した。

(基幹病院の名称)

第1条 県立北部病院と医師会病院を統合して新たに整備する基幹病院の名称は、公立北部医療センター(以下「北部医療センター」という。)とする。

(設置主体)

第2条 北部医療センターの設置主体は、沖縄県(以下「県」という。)並びに名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村及び伊是名村(以下「北部12市町村」という。)が、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第284条第2項の規定に基づき設置した一部事務組合とする。

2 前項の一部事務組合の名称は、沖縄県北部医療組合(以下「組合」という。)とする。

(運営主体)

第3条 北部医療センターの運営は、自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるものとする。

2 県及び北部12市町村は、前項の北部医療センターの指定管理を行わせる団体として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づき一般財団法人北部医療財団(以下「財団」という。)を設立する。

3 前項の財団の設立者には、地方公共団体以外の法人も含めることができるものとする。ただし、前項の設立者全員の同意を得るものとする。

(整備協議会)

第4条 この合意書の締結後、関係者間において、基本的枠組みの詳細その他北部医療センターの整備に関して必要な事項について協議を行う組織として、公立北部医療センター整備協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 前項の協議会の役割、組織、構成員及び運営方法等については、別に定める。

(県及び市町村の財政負担)

第5条 県及び北部12市町村は、北部医療センターの整備費用、組合への負担金並びに財団への財産の拠出及び指定管理料についてそれぞれ負担するものとし、その負担の内容については次項から第6項までの規定に基づき協議会において協議の上決定するものとする。

- 2 北部医療センターの整備費用に対する北部12市町村の負担は、市町村の一般財源に影響を与えることのない方法で行うものとする。なお、整備費用に係る借入金の償還に対する支援は、県が行うものとする。
- 3 県及び北部12市町村の組合への負担金は、病院及び診療所を運営することにより交付される地方交付税の相当額とする。ただし、当該相当額だけで不足する場合は、当該不足額は県が負担するものとする。
- 4 組合への職員の派遣は、県の責任で行うものとし、北部12市町村は新たな職員の派遣及び予算措置を伴わない方法で協力するものとする。
- 5 県及び北部12市町村の財団への財産の拠出は、財団設立時に限り行うものとする。この場合における各市町村の負担は、市町村の財政状況を十分に勘案した上で決定する。
- 6 組合が財団に支出する指定管理料は、第3項の負担金をもって充てるものとする。
(剰余金の取扱い)

第6条 北部医療センターの運営により生じた剰余金は、職員及び医療機器への投資、将来の病院建設費用の積立、その他病院の財務活動及び投資活動の費用に充てるものとし、その詳細については、協議会において協議の上決定するものとする。

(医師会病院が保有する資産及び負債の取扱い)

第7条 医師会病院が統合する日の前日に保有している資産及び負債は、原則として全て北部医療センターに引き継ぐものとし、その詳細については、協議会において協議の上決定するものとする。

- 2 医師会病院は、北部医療センターに統合されるまでの間、従前のおり長期借入金を毎年1億5,000万円ずつ返済し、新たな借入れは行わないものとする。

(県立北部病院が保有する資産及び負債の取扱い)

第8条 県立北部病院が統合する日の前日に保有している資産及び負債は、原則として北部医療センターに引き継がないものとする。ただし、協議会において引き継ぐことが妥当であると判断した資産及び負債については、引き継ぐことができるものとする。

(医師会病院の職員の身分取扱い)

第9条 統合する日の前日に医師会病院に在職している職員のうち北部医療センターでの勤務を希望する者は、原則としてそれぞれの雇用形態に応じた形で、財団の職員として雇用するものとする。

(県立北部病院の職員の身分取扱い)

第10条 統合する日の前日に県立北部病院に在職している職員のうち北部医療センターでの勤務を希望する者は、原則としてそれぞれの雇用形態に応じた形で、財団の職員として雇用するものとする。

(労働条件)

第11条 財団職員の給与、勤務時間その他の労働条件は、医師会病院の労働条件を適用するものとする。

(基本構想等)

第12条 北部医療センターの基本構想又は基本計画の策定に当たっては、北部圏域において安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を確保及び維持することを基本的な考え方とし、協議会において協議の上決定するものとする。

(医療機能)

第13条 北部医療センターの病床は、高度急性期及び急性期病床400床、回復期病床48床及び感染症病床2床による450床程度を基本とし、協議会において協議の上決定するものとする。

2 北部医療センターが標榜する診療科目、取得する施設基準及び指定医療機関の種別(以下「診療科目等」という。)は、県立北部病院及び医師会病院の診療科目等を維持することを基本とし、協議会において協議の上決定するものとする。

(健診・検診機能)

第14条 医師会病院が提供している健診・検診機能は、北部医療センターに引き継ぐものとする。

(診療所の取扱い)

第15条 県立北部病院附属診療所及び北部12市町村が設置した診療所(以下「市町村立診療所」という。)は、原則として北部医療センターの附属診療所として位置付けるものとする。

2 前項の場合において、市町村立診療所については、既存の診療体制及び診療機能の維持に配慮するものとする。

(ちゅら海クリニックの取扱い)

第16条 ちゅら海クリニックが提供している機能は、北部医療センターに引き継ぐものとする。

(財団への職員派遣)

第17条 北部医療センターを運営する上で必要がある場合、県は、開院時から3年間を限度として財団へ職員を派遣するものとする。

2 前項の期間は、北部医療センターの安定的な運営を確保するため、なお必要があると認められる場合には、延長するものとする。

(協議)

第18条 この合意書に定めのない事項又はこの合意書に定める事項について疑義が生じたときは、関係者間で協議の上決定するものとする。

上記のとおり合意が成立したことを証するため、本書を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月28日

沖縄県知事

玉城 康裕



沖縄県病院事業局長

我那覇 仁



公益社団法人北部地区医師会長

上地 博之



宜野座村長

當 眞 淳



名護市長

渡具知 武豊



国頭村長

知花 靖



大宜味村長

窓城 功光



東村長

當山 全伸



今帰仁村長

喜屋苗 治樹



本部町長

平良 武康



恩納村長

長英善巳



金武町長

仲間



伊江村長

島袋秀幸



伊平屋村長

伊礼幸雄



伊是名村長

前田政義



沖縄県北部医療組合理約

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、沖縄県北部医療組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、沖縄県、名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村及び伊是名村（以下「関係地方公共団体」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 公立沖縄北部医療センター（以下「北部医療センター」という。）の建設整備及び管理運営に関すること。
- (2) 北部医療センター附属診療所（以下「附属診療所」という。）の建設整備及び管理運営に関すること。
- (3) 北部医療センター及び附属診療所における医療従事者の確保に関すること。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、名護市に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、17人とし、次に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 沖縄県議会議員のうちから沖縄県議会において選挙された者 4人
- (2) 名護市議会議員のうちから名護市議会において選挙された者 2人
- (3) 沖縄県及び名護市を除く関係地方公共団体の議会議員のうちから、それぞれの議会において1人ずつ選挙された者 11人

2 関係地方公共団体の議会の議長は、前項の選挙が終わったときには、直ちにその結果を管理者に通知しなければならない。

(組合議員の任期等)

第6条 組合議員の任期は、関係地方公共団体の議員としての任期とする。

2 組合議員が関係地方公共団体の議会の議員でなくなったときは、組合議員の職を失う。

3 組合議員に欠員を生じたときは、関係地方公共団体の議会において速やかに補欠選挙を行う。

4 前条第2項の規定は、前項の補欠選挙について準用する。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから組合の議会で選挙する。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第8条 組合に、管理者1人及び副管理者2人を置く。

2 管理者は、沖縄県知事をもって充てる。

3 副管理者は、沖縄県副知事及び名護市長をもって充てる。

4 管理者の任期は、沖縄県知事としての任期とし、副管理者の任期は、それぞれ沖縄県副知事又は名護市長としての任期とする。ただし、沖縄県知事の職を失ったとき、又は沖縄県副知事若しくは名護市長の職を失ったときは、管理者又は副管理者の職を失う。

(副管理者の職務)

第9条 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代行する。

(会計管理者)

第10条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、組合の職員のうちから、管理者が命ずる。

(職員)

第11条 前条に定める者のほか、組合に職員を置き、その定数は条例で定める。

2 前項の職員は、管理者が任免する。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員のうちから1人及び識見を有する者のうちから1人を選任する。

- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員としての任期とし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。
- 4 組合議員のうちから選任された監査委員が組合議員の職を失ったときは、監査委員の職を失う。

第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第13条 組合の経費は、組合の事業から生ずる収入、補助金、地方債、関係地方公共団体からの負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は次の各号のとおり定めるものとする。

- (1) 北部医療センターの整備費用に係る借入金の償還に対する支援に要する経費は、県が負担する。
- (2) 関係地方公共団体は、北部医療センター及び附属診療所の運営に要する経費に充てるため、当該経費について措置される地方交付税の相当額を負担する。ただし、当該相当額で不足する場合は、不足額は県が負担するものとする。

3 前項の負担金の額は、組合が関係地方公共団体と協議して定める。

第5章 雑則

第14条 法令及びこの規約に定めるもののほか、組合の管理運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。